

# 役員給与規程

社団法人 河川ポンプ施設技術協会

# (社) 河川ポンプ施設技術協会役員給与規程

## (目的)

第1条 常勤の役員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

## (給与の種類)

第2条 役員の種類は、本給、調整手当、業務執行管理手当、通勤手当及び特別手当とする。

## (本給)

第3条 本給月額、784,000円を超えない範囲内において理事長が定める額とする。

## (調整手当)

第4条 調整手当は、本給に6%を乗じて得た額とする。

## (業務執行管理手当)

第5条 月額120,000円とする。

## (通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規程に準じた額とする。

## (特別手当)

第7条 特別手当は、本給及び調整手当の月額に年3.1箇月を乗じて得た額とする。

## (給与の支給日等)

第8条 給与の支給日は、毎月25日とする。

2 特別手当は、前条に定める2分の1の額を6月10日、12月10日にそれぞれ支給するものとする。

3 支給日等が、休日又は土曜日にあたる場合は、その日以前の最も近い日とする。

## (端数処理)

第9条 この規程の定めるところにより計算された額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

## 附則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から実施する。
- 2 改正後のこの規程は、平成18年4月1日から適用する。
- 3 改正後のこの規程は、平成20年6月1日から適用する。
- 4 改正後のこの規程は、平成22年4月1日から適用する。
- 5 改正後のこの規程は、平成23年4月1日から適用する。